適合性検査手続き書
「乳幼児用ベッド」

一般財団法人　日本文化用品安全試験所

１．適合性検査とは

消費生活用製品安全法（昭和 48 年 6 月 6 日法律第 31 号。以下「法」という。）では、特別特定製品を製造する者又は輸入する者は、当該特別特定製品を販売するときまでに登録検査機関の適合性検査を受け、かつ、適合する旨の証明書の交付を受け、これを保存しなければならないことが、法第１２条第１項に規定されております。

本財団は、この消費生活用製品安全法に基づく登録検査機関として「乳幼児用ベッド」の適合性検査を実施しております。

なお、本財団では一般財団法人製品安全協会のＳＧマーク制度の業務委託検査機関にも指定されておりますので、ＳＧマークの表示にかかる検査も合わせて実施することが可能です。

２．適合性検査の種類

法第１２条第１項第１号及び第２号では、適合性検査の種類として次の２種類を掲げております。

第１号検査：当該特別特定製品の検査

第２号検査：試験用の特別特定製品及び当該特別特定製品に係る届出事業者の工場又は事業場における検査設備その他主務省令で定めるものの検査

３．適合性検査の申請先

第１号検査及び第２号検査ともに本財団まで申請して下さい。連絡先は次のとおりです。

一般財団法人　日本文化用品安全試験所
東京事業所　製品安全部製品安全課
東京都墨田区東駒形４－２２－４
電話　03-3829-2509　　FAX　03-3829-2549

大阪事業所　生活用品部製品安全課
大阪府東大阪市水走３－６－１４
電話　072-968-2226　　FAX　072-968-2221

４．第１号検査について

（１）　申請

本財団あてに「第１号検査申請書」及び、次に示す「添付書類」を提出して下さい。

①　添付書類

ⅰ）　当該乳幼児用ベッドの型式区分表
ⅱ）　当該乳幼児用ベッドの構造図、材質及び性能の概要
ⅲ）　製造事業者又は輸入事業者の名称について、略称を用いている場合には経済産業省からの承認書の写し、商標を用いている場合には経済産業省への届出書の写しを添えて下さい。
ⅳ）　製造年月又は輸入年月の略号及びその表示箇所（略号を用いている場合）
ⅴ）　表示の見本（製品本体に表示）及び取扱説明書
ⅵ）　当該乳幼児用ベッドの写真（又はカタログ）
ⅶ）　製造工程図（フローチャート）
ⅷ）　特定製品製造（輸入）事業届出書又は変更届出書（本省又は所轄の経済産業局へ届け出たものの写し）

「第１号検査申請書」については、本財団の WEB サイトよりダウンロードして下さい。
http://www.mgsl.or.jp/japanese/pskensa.htm

★ ＳＧマーク制度の「ロット認証」を併せて申請され、検査基準に合格された際には、「第１号検査適合証明書」と併せて、法第１３条で定める「ＰＳＣマーク」と製品安全協会の「ＳＧマーク」が合併になったラベルを交付いたします。

②　表示の見本

表示の見本には、経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令（以下「省令」という。）に定められた規定【省令別表第１特定製品の区分 3.20(1)及び(2)】に従って下さい。

また、ベッド本体には上記ⅴ)の表示の見本の他に下記どちらかの本財団名を表示して下さい。

ⅰ)「一般財団法人 日本文化用品安全試験所」
ⅱ)「登録検査機関　一般財団法人日本文化用品安全試験所」

（２）　手数料（消費税別）

①　第１号検査　９８円/個

②　第１号検査希望場所への出張に要する費用を別途申し受けます。
この場合、最寄りの事業所所在地から目的地までの費用と出張費等となり、本財団適合性検査業務・旅費規程に基づきます。

★ ＳＧマーク制度のロット認証を合わせて申請される場合には、１５円/個（食品衛生法及びホルムアルデヒドに関する証明書取得費用及び消費税は別途必要）を加算してください。

（３）　検査の実施

「第１号検査申請書」に基づき、申請者の指定する場所において申請ロットの中から検査用試料について、本財団検査員がサンプリングを行い検査を実施いたします。原則として本財団において検査員が「検査手順書」に基づいて検査を実施し、「検査基準」に基づいて評価をいたしますが、同一製造工場・同一型式に係る申請については、その初回申請から６ヶ月を超えない範囲内において全申請を１ロットとみなし一部検査（「特殊検査項目」という。）を省略いたします。

尚、特殊検査が対象の場合の試料の送付手数料は、申請者様でご負担いただきます。

（４）　証明書及び表示

法第１３条の主務省令で定める技術上の基準に適合している場合には、本財団から申請者あてに「第１号検査適合証明書」を交付いたします。申請者は、その後当該申請ロットについて法第１３条で定める「ＰＳＣマーク」を表示することができます。

また、申請者は、交付された適合証明書を保存しなければなりません。

不適合の場合には、「第１号検査不適合通知書」を交付いたします。申請者は、「第１号検査不適合通知書」に記載した発行日より１０日以内に、不適合となった申請ロットの処置について、文書にて本財団へ報告をしていただきます。

５．　第２号検査について

（１）　申請

本財団あてに、「第２号検査申請書」及び次に示す「添付書類」を提出して

下さい。

①　添付書類

ⅰ）当該乳幼児用ベッドの型式区分表
ⅱ）当該乳幼児用ベッドの構造図、材質及び性能の概要
ⅲ）特別特定製品を検査するための設備の名称、性能及び数
ⅳ）工場又は事業場の図面
ⅴ）品質管理の方法の概要（製品検査、検査設備管理、資材の受入及び製造管理、製造設備管理並びに組織及び責任と権限に関する事項）
ⅵ）製造事業者名又は輸入事業者の名称について、略称を用いている場合には経済産業省からの承認書の写し、商標を用いている場合には経済産業省への届出書の写しを添えて下さい。
ⅶ）製造年月又は輸入年月の略号及びその表示箇所（略号を用いてる場合は解読方法）
ⅷ）表示の見本（本体表示）及び取扱説明書
ⅸ）当該乳幼児用ベッドの写真（又はカタログ）
ⅹ）製造工程図（フローチャート）
ⅺ）特定製品製造（輸入）事業届出書又は、変更届出書（本省又は、所轄の経済産業局へ届け出たものの写し）

「第２号検査申請書」については、本財団の WEB サイトよりダウンロードして下さい。
http://www.mgsl.or.jp/japanese/pskensa.htm

★ ＳＧマーク制度の「型式確認」を併せて申請される場合は「第２号検査適合証明書」の交付を受けた後、当該証明書を「型式確認申請書」に添付して製品安全協会へ申請して下さい。この際には製品安全協会から「型式確認証」が交付されます。
また、この場合ご希望者には、特別特定製品の表示「ＰＳＣマーク」と「ＳＧマーク」が合併になったラベルを交付することも可能です。

②　表示の見本

表示の見本には、技術上の基準を定める省令に規定された内容【省令別表第１特定製品の区分 3.20(1)及び(2)】に従って下さい。

また、ベッド本体には上記ⅷ)の表示の見本の他に下記どちらかの本財団名を表示して下さい。

ⅰ）「一般財団法人 日本文化用品安全試験所」

ⅱ）「登録検査機関　一般財団法人日本文化用品安全試験所」

（２）　手数料

①　第２号検査申請手数料（消費税別途）

検査の種類	手数料
第２号検査	ａ．通常検査　１型式当り　８４，６００円
	ｂ．一部省略　１型式当り　７７，０００円
	ｃ．全部省略　１型式当り　６１，７００円

②　審査希望場所への出張に要する費用は別途申し受けます。この場合、本財団最寄り事業所所在地（「東京都墨田区」又は「大阪府東大阪市」）からの費用と出張費等になり、本財団適合性検査業務・旅費規程に基づく出張費用となります。

※　型式追加申請の場合

申請者が既に第２号検査における有効期限内の適合証明書を保持しており、その証明書に係る型式以外の型式について申請するときで、既に保有している型式に係る製品と新たに申請をする型式に係る製品が、同一工場又は事業場で、かつ、全部又は一部重複した検査設備を用いて品質の確保を行っていることが確認でき、追加型式に係る書類の他、初回申請時との「品質管理体制」において相違ない旨の証明書の提出があった場合には、品質管理能力の審査における現地審査の全部を省略します。

なお、検査設備を新たに導入した場合は、該当検査設備の現地審査を実施いたしますが、現地審査の一部を省略します。

★ ＳＧマーク制度の工場等登録を併せて申請される場合には、国内事業者の場合１，８００円（消費税別途）、外国事業者の場合２，６００円（消費税別途）を加算してください。

★ ＳＧマーク制度の型式確認を併せて申請される場合には、２，０００円（食品衛生法及びホルムアルデヒドに関する証明書取得費用及び消費税別途）を加算してください。なお、５年毎の型式確認のみの更新時は取得費用及び消費税別途）を加算してください。なお、５年毎の型式確認のみの更新時は１，８００円（食費衛生法及びホルムアルデヒドに関する証明書及び消費税別途）が必要です。

★ＳＧラベルの表示交付手数料は、５円/枚です。（消費税別途）また、ＰＳ

Ｃマークとの合併ラベルの場合は、６円／枚です。（消費税別途）表示交付申請の際にお支払ください。

（３）　検査の実施

「第２号検査申請書」に基づき、本財団では、当該申請型式に係る工場又は事業場において、省令別表第４品質管理に関する事項に基づき、製品検査、検査設備管理、資材の受入れ及び製造管理、製造設備管理、組織及び責任と権限等についての審査を行います。また、当該申請型式の試料を、本財団において検査員が「検査手順書」に基づき検査を実施し、「検査基準」に基づき評価をいたします

尚、当該申請型式の試料の送付手数料は、申請者様にご負担いただきます。

（４）　証明書及び表示

法第３条の主務省令で定める技術上の基準及び法第１２条第２項の主務省令で定める基準に適合している場合には、本財団から申請者あてに「第２号検査適合証明書」を交付いたします。申請者は、本証明書を保存することにより、当該申請型式について消費生活用製品安全法施行令別表第２に定める期間（１０年間）は、同一型式について法第１３条で定める「ＰＳＣマーク」を表示することができます。

法第３条の主務省令で定める技術上の基準及び法第１２条第２項の主務省令で定める基準に不適合の場合には、本財団から申請者あてに「第２号検査是正勧告書」を発出いたします。

申請者が、「第２号検査勧告書」発出日より、原則１ヶ月以内に「是正処置報告書」を提出した場合は、再度の審査又は検査を行います。その結果が適合と決定した場合は、「第２号検査適合証明書」を交付いたします。また、その結果が不適合と決定した場合には「第２号検査不適合通知書」を交付いたします。

（５）　証明書の更新

第２号検査の証明書保存期間は１０年間です。引き続き当該型式の製造又は輸入を行う場合には、同証明書の更新が必要となります。なお、審査・検査の内容は、初回申請の内容と同様の手順となります。

６．　表示の禁止

「第１号検査適合証明書」又は「第２号検査適合証明書」が交付された後においても、申請者の当該製品が法第１５条第１項各号に該当するときは、経済産業大臣は、１年以内の期間を定めて表示を禁止することができるとされており

ます。

７．　苦情、問合せ等

苦情、お問合せについては、本財団の東京事業所又は大阪事業所で受付けております。住所、電話番号については「３．申請先」で確認してください。本財団のホームページからメールでお問い合わせ頂くこともできます。

本財団の事業内容（財務諸表等を含む）については、本財団のホームページでご覧頂くことができます。

ホームページアドレス：http://www.mgsl.or.jp

★ 製品安全協会のＳＧマーク制度につきましては、製品安全協会に直接お問い合わせください。

一般財団法人　製品安全協会（業務ｸﾞﾙｰﾌﾟ）
東京都台東区竜泉２－２０－２ミサワホームズ三ノ輪２階
電話　03-5808-3302　　FAX　03-5808-3305
ホームページアドレス：http://www.sg-mark.org

８．　証明書受領の確認とアンケート

本財団が交付した「第１号検査適合証明書」、「第１号検査不適合通知書」、「第２号検査適合証明書」又は「第２号検査不適合通知書」を受領されましたら、別紙受領確認書をファクシミリまたは郵送にて送付をお願いします。

その際、アンケート調査も併せてご協力お願いします。

申請者の遵守事項

申請者は、以下の事項について充分確認し理解して下さい。

a) 関連法規を遵守して下さい。

b) 適合性検査に係る全ての規程類・記録等の文書を整備して下さい。

c) 適合性の表明に際しては、適合性検査の対象となった特別特定製品についてだけ証明されていることを表明して下さい。

d) 法律に規定されている内容を、逸脱するような適合性検査証明書の使い方や表明は行わないで下さい。

e) 一時停止又は取消しの場合、製品保証を言及しているすべての宣伝・広告等を中止して下さい。
＊一時停止又は取消しの例
・省令の技術基準に特別特定製品が適合していない場合
・申請された以外の当該製品にＰＳＣマークの誤解を招くような使用をしている場合等

f) 特別特定製品が、適用法律に適合していると証明されていることを示すためだけに適合性検査証明書及び指定の表示をして下さい。

g) 適合性検査証明書、検査報告書又はその一部分であっても、誤解を招くような方法で使用しないで下さい。

h) 書類、パンフレット、宣伝、広告などのような媒体で製品保証についてふれる場合には、本財団の要求事項に従って下さい。

i) 本財団は、消費生活用製品安全法に基づき関係当局から必要な情報を求められた場合は、情報を提供する場合があります。
その他法律等に基づき、関係省庁から適合性検査に関わる情報を求められた場合は、申請者に通知の上情報を提供する場合があります。

第１号検査フロー図

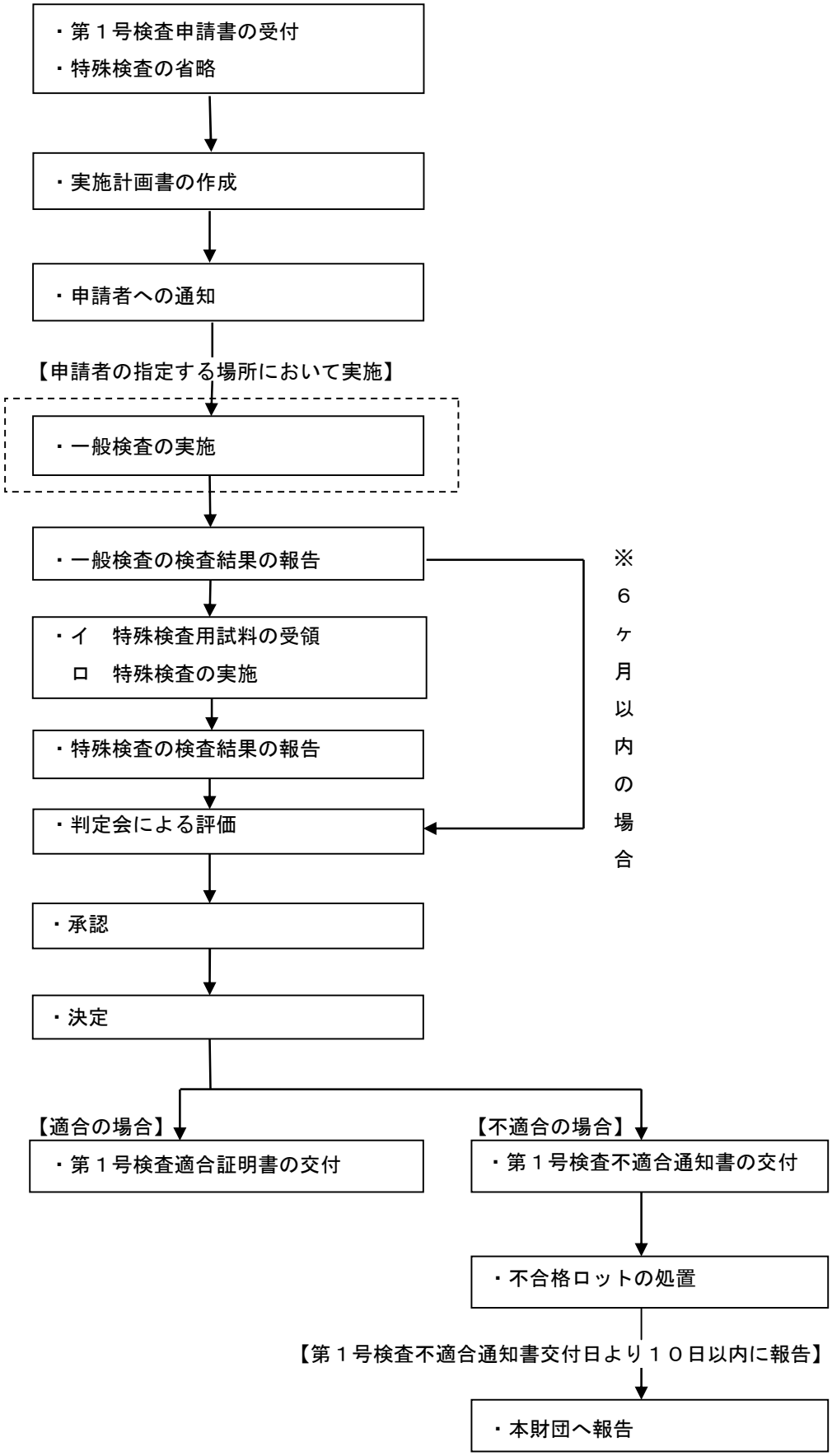
・第１号検査申請書の受付
・特殊検査の省略
・実施計画書の作成
・申請者への通知
【申請者の指定する場所において実施】
・一般検査の実施
・一般検査の検査結果の報告
※６ヶ月以内の場合
・イ　特殊検査用試料の受領
ロ　特殊検査の実施
・特殊検査の検査結果の報告
・判定会による評価
・承認
・決定
【適合の場合】
【不適合の場合】
・第１号検査適合証明書の交付
・第１号検査不適合通知書の交付
・不合格ロットの処置
【第１号検査不適合通知書交付日より１０日以内に報告】
・本財団へ報告

第２号検査フロー図

Ａ．初回申請及び更新申請の場合（図１－１）

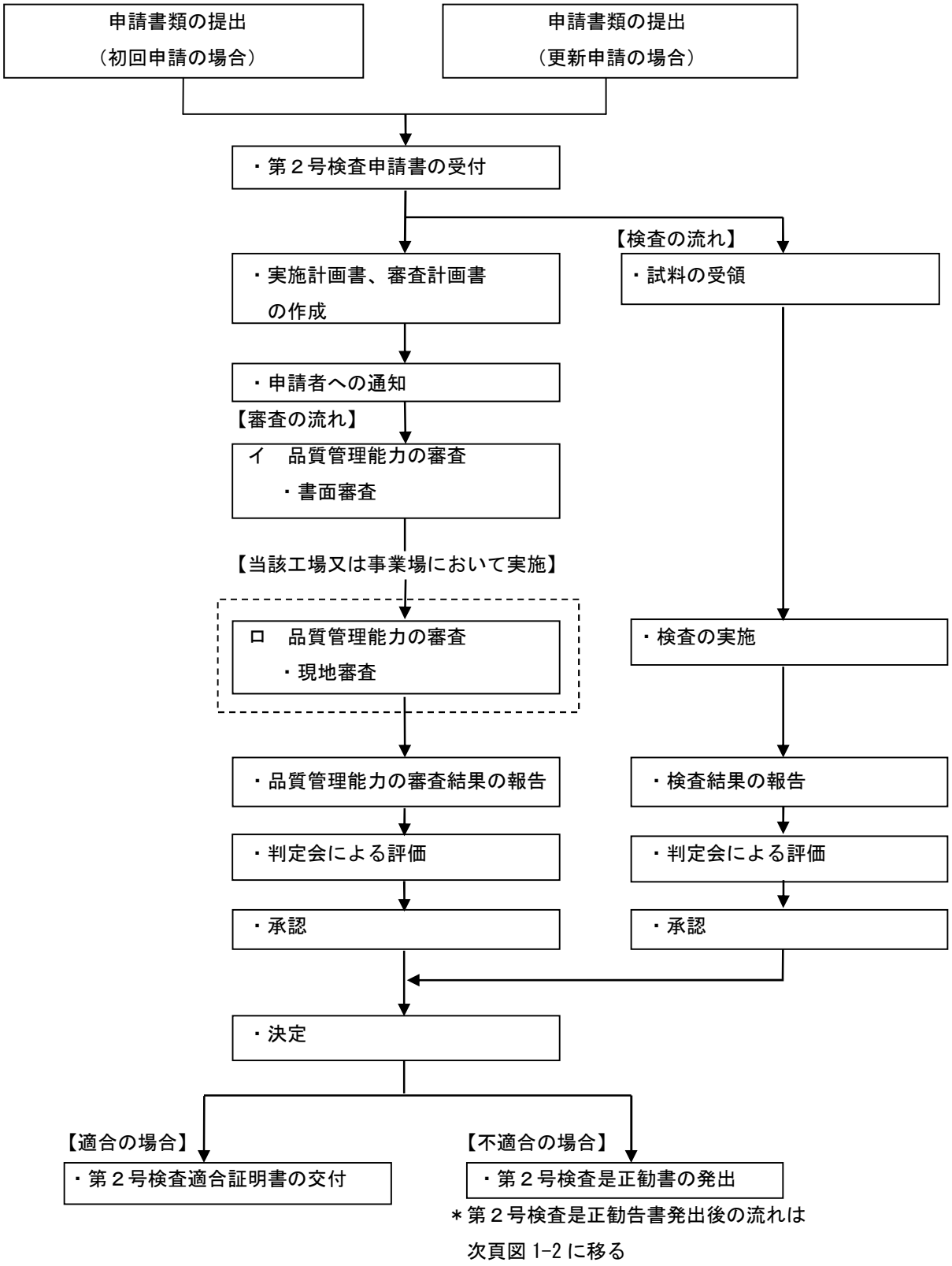

Ｂ．第２号検査是正勧告書の発出後の流れ（図１－２）

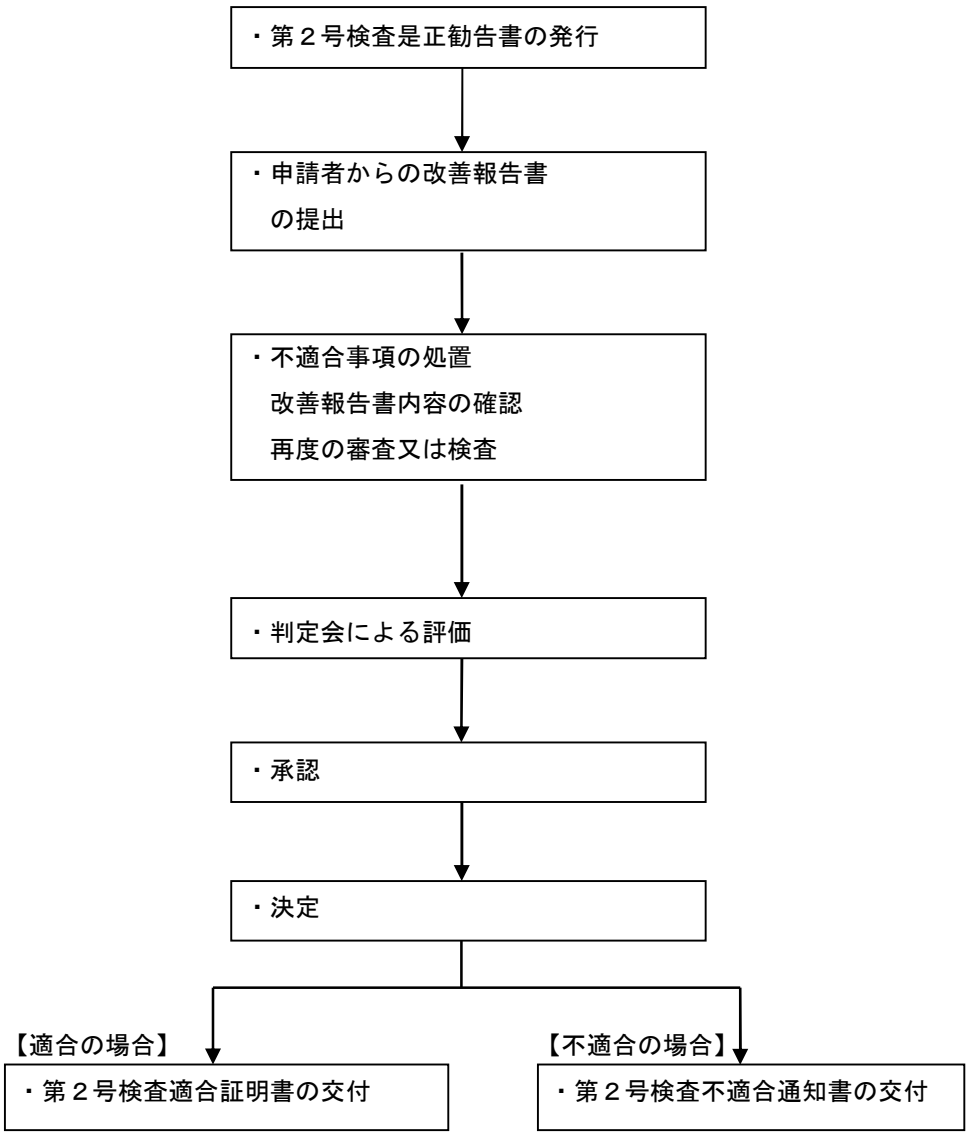

Ｃ．型式追加申請の場合（図２）

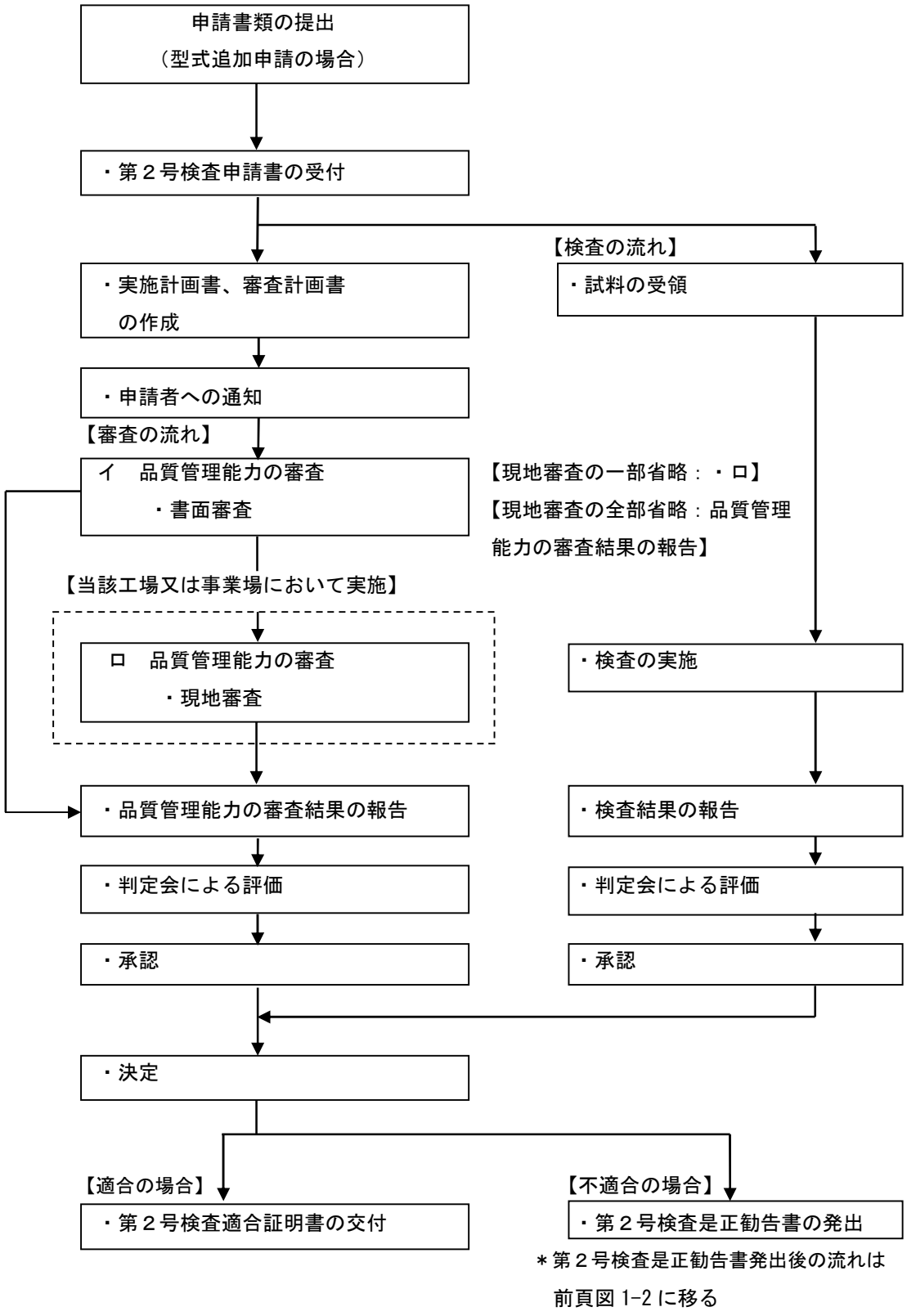

お　客　様　各　位

この度は、本財団に消費生活用製品安全法適合性検査のご依頼を賜り、厚く御礼申し上げます。　本紙は証明書類の受領書確認とお客様へのアンケートを兼ねております。

１．証明書類受領の確認

証明書類がお手元に届きました際には、証明書類の確認をお願いします。受領した日付、ご担当者様名、確認印を押印の上、FAX 又は郵送等にて送付してください。お願いします。

一般財団法人日本文化用品安全試験所　御中

受領確認書

受領日：平成　　年　　月　　日、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿を受領しました。

担当者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　㊞

２．アンケート調査へのご協力

このアンケートは、お客様の率直なご意見を収集し、お客様へのサービス向上に役立てるために行っているものです。必要事項の記載のうえ、本財団あてに FAX 又は送付頂ければ幸いです。直接お持ちいただいても構いません。

本財団サービスについて

・受付について：
□満足　□どちらともいえない　□不満足
（不満足な場合その理由をご記入ください。：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

・第１号検査について：
□満足　□どちらともいえない　□不満足
（不満足な場合その理由をご記入ください。：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

・第２号検査について：
□満足　□どちらともいえない　□不満足
（不満足な場合その理由をご記入ください。：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

・その他要望等ございましたらご記入ください。：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

ご協力ありがとうございました。

送付先

【東京事業所】
一般財団法人 日本文化用品安全試験所　製品安全部製品安全課　行
ＦＡＸ：０３－３８２９－２５４９
郵送先：〒130-8611　東京都墨田区東駒形 4-22-4

【大阪事業所】
一般財団法人 日本文化用品安全試験所　生活用品部製品安全課　行
ＦＡＸ：０７２－９６８－２２２１
郵送先：〒578-0921　大阪府東大阪市水走 3-6-14